

第79号議案

公の施設の指定管理者の指定の件

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

加東市長 岩根正

1 公の施設の名称 加東市東条文化会館

2 指定管理者に指定する  
団体の名称及び所在地 特定非営利活動法人新しい風かとう  
兵庫県加東市天神66番地

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 第79号議案 説明資料

### 指定管理者の候補者選定に係る審査の概要について

次の公の施設について指定管理者の公募を行い、指定管理者候補者の選定に当たり公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「指定管理者選定委員会」という。）において審査した。

#### 1 公の施設の名称 加東市東条文化会館

#### 2 選考の経過

令和5年 8月 2日	募集の公告
8月 2日～9月 8日	募集要項の配付
8月 8日	現地説明会申込締切日
8月 10日	現地説明会
8月 10日～8月 25日	質問の受付期間
8月 10日～9月 8日	申込受付期間（申請団体1者）
10月 30日	指定管理者選定委員会 (事業ヒアリング及び候補者選定)
11月 2日	指定管理者候補者の決定

#### 3 指定管理者候補者の選定

##### (1) 選定方法

候補者の選定に当たっては、加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年加東市規則第40号）で定める市職員等により組織した「指定管理者選定委員会」を設置し、選定委員が次の(2)に記載する審査項目に基づき提出書類及び申請者による30分間のプレゼンテーション実施後、20分間の質疑応答を行った。市の施策や施設の設置目的との整合性、新たなサービスの資質向上のための提案、受託意欲等について、書類審査及び事業ヒアリングを行い審査した。

区分	氏名	役職等	備考
委員長	小林 勝成	加東市副市長	
委 員	肥田 繁樹	加東市総務財政部長	
委 員	山中 元	加東市総務財政部総務財政課長	
委 員	尾崎 佳美	加東市総務財政部管財課長	

委 員	岸本 孝司	加東市教育委員会事務局教育振興部生涯学習課長	
委 員			
委 員			中小企業 診断士

## (2) 審査項目及び配点

審査に当たっては、募集要項に記載した次の審査項目及び配点に基づき、評価を行った。

### ア 申請者の安定性・継続性及び理念等

#### (ア) 運営実績

- (イ) 申請者の安定性・継続性
- (ウ) 団体の経営理念、経営方針等及び法令遵守の取組
- (エ) 指定管理者の指定を申請した理由
- (オ) 施設の現状に対する考え方及び将来展望

### イ 施設の運営

- (ア) 年間の自主事業計画
- (イ) 利用者の平等利用に関する方策
- (ウ) 利用者へのサービス向上に関する方策
- (エ) 利用者の要望等の把握及び対応策
- (オ) 利用者等のトラブルの未然防止策と対処方法
- (カ) 施設の利用の促進に関する方策
- (キ) 市や地域との連携、他施設との連携等の方策
- (ク) その他効果的かつ効率的な運営に関する方策

### ウ 施設の管理体制等

- (ア) 職員配置等(雇用計画及び労働条件・配置表及び業務分担・勤務体制・研修計画)
- (イ) 休館日、開館時間、利用料金等について
- (ウ) 個人情報保護の措置について
- (エ) 緊急時(防犯・防災等)対策について
- (オ) 施設に必要な資格者の確保策
- (カ) 損害リスクに対する備え

### エ 価格について

## 4 審査結果

次の団体を加東市東条文化会館の指定管理者候補者として選定することを妥当とした。

候補者名 特定非営利活動法人新しい風かとう  
 代表者 理事長  
 所在地 兵庫県加東市天神66番地  
 設立年月日 平成28年1月27日

(1) 採点結果表（選定委員7名×100点=700点満点中の得点）

審査項目	配点	申請団体
		特定非営利活動法人 新しい風かとう
申請者の安定性・継続性及び理念等	175	150
施設の運営	315	225
施設の管理体制等	140	86
価格について	70	56
合計得点	700	517

※「価格について」の評点は、「最低制限価格／申請者の提案額×10点」により算出  
最低制限価格は指定管理料上限額の80%

(2) 評価の概要

申請者は、平成28年度から当施設の指定管理の受託者である。

現在行っている様々な事業を継続しながら、市民の学術及び芸術文化活動の推進や参画、拡充などに取り組むとともに、新しい事業の展開を模索するなど、「地元の資源を残していく。より良いものにしていきたい。」との強い思いを伺うことができた。

さらに、地元の小中一貫校との連携についても非常に積極的であり、将来的な部分も視野に入れた活動に取り組んでいる。イベント開催時の危機管理や、事業に関する周知方法について課題があるものの、地域との絆も太く、市民が安心して集える施設となっている。

総じて、申請者は、魅力ある豊かな地域社会の形成に寄与するため、市民の学術及び芸術活動への支援と多様な芸術文化に触れる機会の提供、拡充を目指しており、この理念、活動計画は施設の設置目的とも合致している。

のことから、当該申請者を当施設の指定管理者候補者に選定することが妥当と考える。

5 今後のスケジュール

指定予定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで